

## 令和3年第5回（12月）みなかみ町議会定例会会議録第3号

令和3年12月2日（木曜日）

---

### 議事日程 第3号

令和3年12月2日（木曜日）午前9時開議

#### 日程第 1 一般質問

- ◇ 茂木法志 君 . . .
    1. まちづくりにおけるユニバーサルデザインについて
    2. ユニバーサルツーリズムの促進について
    3. 医療的ケア児支援法施行について
    4. ヤングケアラーについて
  - ◇ 小野章一 君 . . .
    1. 町政と法令遵守について
  - ◇ 高橋久美子君 . . .
    1. 帯状疱疹の予防接種の周知と公費負担
    2. 選挙において投票しやすい環境を
    3. 学校におけるコロナ対策で、冬期の換気による寒さ対策
- 

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員（17人）

1番	牧田直己君	2番	茂木法志君
3番	鈴木美香君	4番	阿部清君
5番	高橋視朗君	6番	窪田金嘉君
7番	本多公保君	8番	高橋久美子君
9番	森健治君	10番	鈴木初夫君
11番	石坂武君	12番	中島信義君
13番	阿部賢一君	14番	高橋市郎君
15番	久保秀雄君	16番	小野章一君
17番	山田庄一君		

欠席議員 なし

## 職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	桑原孝治	書記	泉雪江
書記	山田直樹		

## 説明のため出席した者

町長	鬼頭春二君	副町長	宮崎育雄君
教育長	田村義和君	会計課長	原澤右文君
総務課長	杉木隆司君	総合戦略課長	林市治君
税務課長	佐藤富士夫君	町民福祉課長	中島修一君
子育て健康課長	上村真弓君	生活水道課長	金子喜一郎君
農林課長	原澤真治郎君	観光商工課長	高野明夫君
地域整備課長	林昇君	学校教育課長	高橋康之君
生涯学習課長	河合博市君	水上支所長	木村伸介君
新治支所長	原澤達也君		

## 開 会

議 長（山田庄一君） おはようございます。ただいまの出席議員は17名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

---

## 開 議

議 長（山田庄一君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第3号のとおりであります。

議事日程第3号により、議事を進めます。

---

## 日程第1 一般質問

通告順序 9	2番 茂木法志	1. まちづくりにおけるユニバーサルデザインについて 2. ユニバーサルツーリズムの促進について 3. 医療的ケア児支援法施行について 4. ヤングケアラーについて
--------	---------	---

議 長（山田庄一君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、11名の議員より通告がありました。

昨日までに8名の方の質問が終了しておりますので、本日3名の方の質問を順次許可いたします。

初めに、2番茂木法志君の質問を許可いたします。

茂木君。

（2番 茂木法志君登壇）

2番（茂木法志君） おはようございます。議席番号2番茂木。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

今回の質問、大きく分けて4つあります。主に福祉の視点から町の考えと対応をお聞きしていきたいと思っております。

まず、まちづくりにおけるユニバーサルデザイン、こちらについてお聞きします。

本題に入る前に、ユニバーサルデザインとは、町長ご承知かと思いますが、ちょっと軽く触れておきたいかなと思っております。

ユニバーサルデザインですね、こちら年齢や能力、状況などにかかわらず、できるだけ多くの方が使いやすいように製品や建物、環境をデザインするという考え方です。バリア

フリーという言葉がありますが、こちらは高齢者、障害者の方が社会生活を送る上で障壁となるものを取り除くという考えですね。なので、こちらバリアフリーに関していうと、やはり高齢者、障害者などの方、一部の方が対象と、一方、ユニバーサルデザインはデザインをする段階で使いやすいという考えを取り入るという考え方なんです。なので、全ての人に対象といえると。障害のある人にとっては、バリアを解消するのではなくて最初からバリアを生まないようにするという、そういう考えの下から生まれたのがユニバーサルデザインと聞いています。

ユニバーサルデザインを浸透させるためのユニバーサルデザイン7原則というのがあるらしいんですね。町長、ご存じですかね。

ちょっと私も調べまして、例えば、1に、誰でも同じように利用できる公平性。例えば、自動ドアとか手すりつきの階段とか段差のない歩道とか、そういったのが当てはまります。これは歩いている人や車椅子に乗っている人、ベビーカーを押している人など、どんな人でも使いやすいようにするというのが、この考え方です。2つ目が、使い方を選べる自由度。使う人の能力や好みによって使い方を選ぶことができるというのが、この自由度ですね。3つ目が、簡単に使える単純性。使う人の知識や経験の違いにかかわらず直感的に理解をできるようなものを差します。4つ目が、欲しい情報がすぐ分かる明確さ。使う人にとっての情報が理解しやすいということですね。

5つ目、ミスや危険につながらない安全性。使用時に事故等の心配がなく安全であること。例えば、危険防止の家電製品とか、そういった何か間違いがあっても戻れるような、そういったものが対象になっています。6つ目が、無理なく使える体への負担の少なさ。例えば、無理な姿勢を取ることなくて、かつ少ない力で使用できると。例えば、水道のレバーとかレバーハンドル式のドアとか、そういったのが当てはまります。あと、最後ですね。最後、7つ目が、使いやすさ、広さ。空間性と言われます。これは優先駐車スペースとか多機能トイレとか、そういった空間ですね、広い空間だったり、使いやすいような。例えばスイッチ、手のひらで押せるような電気スイッチなど、そういったものが当てはまります。

そういったユニバーサルデザインですが、令和2年8月、みなかみで都市計画マスタープランですね、こちらつくられたかと思います。そちらの中にもバリアフリー化やユニバーサルデザインの考え、こちら盛り込んでありまして、施設整備により誰もが安心して快適に利用できる施設環境づくりを進めますと記載があります。群馬県でも、人にやさしい福祉のまちづくりを県の責務として現在進めています。ユニバーサルデザインは、施設整備や道路整備だけではなく、広く導入することができると思います。

まず、当町におけるユニバーサルデザインに対する、まずお考えをお聞きします。それと、現在取り組まれていること、こちらありましたら、併せて教えていただければと思います。

議 長（山田庄一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町 長（鬼頭春二君） 茂木議員のご質問にお答えをいたします。

みなかみ町都市計画マスタープラン都市環境に関する基本方針の中で、あらゆる人々が快適に過ごせる都市の形成に向け、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に基づいた都市環境の整備を掲げております。さらに、人に優しい都市づくりに関する方針においても、公共施設については施設の対象や利用状況などを踏まえ、ハード・ソフトの両面から適切なバリアフリーやユニバーサルデザインの在り方を検討するとともに、施設の修繕や改修に併せてバリアフリー化やユニバーサルデザインの対応を推進するとなっております。

現在、町内にありますトイレの中でオストメイト対応のトイレは、矢瀬親水公園の屋外トイレ、月夜野総合公園のトイレ、水紀行館の屋内トイレ、大穴多目的広場公衆トイレ、香りの家前のトイレ、役場本庁舎1階トイレの6か所が整備済みとなっている状況であります。

ユニバーサルシートについては、現在未整備となっておりますが、ユニバーサルシートの設置に関しては、利用希望者等から様々なご意見を伺っております。ユニバーサルシートは、トイレ内での車椅子の移動や回転を妨げないように収納できるものもあるようではありますが、大人も横になれる大型のシートの設置となると、現在ある公衆トイレでは限られた広さしかなく、広い面積を必要とするため、現状の施設へのユニバーサルシートの整備は難しい状況であります。増築工事を含め、様々な検討が必要になってくると思われま

す。また、新たな施設のトイレについては、今後の計画において必要な箇所や数量等の整備を含め検討していきたいというふうに考えております。

また、道路等のバリアフリー化ですが、現在、下牧地内の主要地方道沼田水上線では、マウンドアップ方式の歩道をフラット方式となるよう施工しております。さらに、主要地方道渋川下新田線においても、下津地内においては道路改良に伴い歩道の新設を行っており、共に群馬県発注の工事により進めていただいております。

また、猿ヶ京区では、猿ヶ京地区地域整備全体構想及びバリアフリー化推進協議会を立ち上げ、まちづくりに関するワークショップを行っております。その中で、国道17号や町道における歩道の整備やバリアフリー化の要望をいただいております。その要望に対して、町では現在、町道永井猿ヶ京温泉線、俗に「民宿通り」と言っていますが、に関しては道路幅員が狭いことや降雪時の除雪等を考慮すると、新たな歩道の整備が難しいことから、車のドライバーに通学路であることを視覚的に認識させ、車両の速度を抑制させるとともに、通行帯を明確にすることで歩行者との接触事故を防ぐことを目的としたグリーンベルトを現道に整備し、バリアフリー化を推進しております。

議長（山田庄一君） 茂木君。

（2番 茂木法志君登壇）

2番（茂木法志君） ちょっとオストメイトとかユニバーサルシートとか、次にお聞きをしようと思ったんですけども、今、回答いただけたので、ちょっと変えます。

実際、今、現状を先ほど町長に答弁いただいたとおり、今でさえ数々フラットにするとかバリアフリー化するという取組を進めていただいているところで、町長の中でもユニバーサルデザインとかバリアフリー化というのは、この町にとっても進めていかなければな

らないことだというふうに、私も先ほどの答弁から解釈させていただいております。

実際その施設や道路整備、こちら先ほどの委員会を立ち上げとか、そういったことがあると思うんですが、ユニバーサルデザインする際は障害のある当事者の方々を含めた形、また利用者と共に検討していく必要があるかと思います。こちら住民生活はもとより、やはり観光地としての目線を踏まえて、これからのまちづくりにはユニバーサルデザインを推進していく必要性が非常にあると思います。

先ほどのユニバーサルシートですね。やはり今、現状その広さとかいったところで、どうしても整備は難しいと。ただ、新設する、かわまちとか、これからできてくるところに関しては、まだ間に合うようでしたら、ぜひその辺あたり要望していただきたいと思います。

本当に、矢瀬親水公園で実際にあったことですが、やはりユニバーサルシートを使用しないと難しい方がやはり来ていて、どうしてもそこのトイレが使えないということで、どうしても自宅に帰らなければならないとか、やはり誰しもが同じ行動ができないような状況が起こり得るというのは、できるだけなくしていくというのが必要なことだと思いますので、ぜひその辺りはよろしく願いいたします。

そうしたら、そのユニバーサルデザイン、ハード面とかソフト面、様々なところへ導入していくまちづくりを進めていただきたいと思いますと思うんですが、2つ目の質問ですね。ユニバーサルツーリズム、ユニバーサルデザインの考えを基にしてユニバーサルツーリズムの促進というのを県のほうでも進めていたり、観光庁のほうでもいろいろ考えに基づく観光を推進、進めるために調査や実証事業、こちらなどに取り組んでいるかと思います。それに伴い、観光庁のほうで、誰でもが気兼ねなく参加できる旅行づくりや観光地づくりに向けたユニバーサルツーリズムの推進に取り組む地域、こちらが増えてきていると。

ユニバーサルツーリズムは福祉的な側面が表に出てきやすいんですけども、もちろんそれも大いにあります。ただ、それだけだと、やはり取り組むのが大変だとかコストがかかるとか、観光客の増進とかにはなかなかならないんじゃないかとかという捉え方になってしまいがちなんですが、ユニバーサルツーリズムに取り組むということは、その観光客の増加や地域活性化に大きく影響するんだと思うんですよね。

なぜなら、ちょっと調べたところ、平成29年の調べですけれども、ユニバーサルツーリズムの主な対象者ですね、これは65歳以上の高齢者の人口約3,500万人で、平成29年のときは高齢化率27%だったんですね。今現在2021年だと29%超えているというところありますが、その平成29年のときだと、その障害者の身体、知的、精神を含めた方々というのが約860万人で、3歳児未満の人口が約300万人ですね。こちらユニバーサルツーリズムの主な対象者で、その数、日本の人口全体から考えると3分の1日になるんです、およそ。このごく一部の限られた方を対象とした取組と解釈されがちなんですが、日本人の3人に1人が対象者であり、また、これらの方々を含む家族旅行、また、グループでの旅行、また、団体旅行等も含めると大きなシェアになると思うんですね。

そして、このユニバーサルツーリズムに取り組むことで高質な、丁寧なおもてなしだったりとか環境整備もされていると非常に使いやすい人も増えるので、よりよいおもてなし

ができる地域、施設として捉えられて、結果的に健常者の方とか一般の観光客の方も増加するのではないかという考えがあります。

なので、そこで当町におけるユニバーサルツーリズムの促進について、お考えをお聞きできればと思います。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） ユニバーサルツーリズムについては、全ての人が楽しめるようつくられた旅行であると思っています。高齢者や障害者等の有無にかかわらず、誰もが気軽に参加できる旅行を目指したものと理解をしております。特に、障害者や高齢者においては、ユニバーサルツーリズムに対応する設備が整っていないことや、その情報不足などにより外出が制限される場合もあることから、旅行をためらったり諦めたりする方々が多いというふうに言われている。

観光事業者を対象としたユニバーサルツーリズムに対する意向調査によれば、取り組む必要性は感じているんですけども、今のところ、まだ取り組んでいないと回答された方の理由としては、取組の対応方法が分からないとか予算や人材の不足、事故などのリスクが多いという意見が多く見受けられます。旅行者のニーズはあると思いますが、実際に受入れを行う際は、環境整備や安全への対応が伴うため、事業者の受入れに対する意向が重要であるというふうに考えています。旅行形態が多様化する中で、幅広い施策が必要となりますが、このような現状を踏まえ、ユニバーサルツーリズムの推進について研究をしていきたいというふうに思っています。

議長（山田庄一君） 茂木君。

（2番 茂木法志君登壇）

2番（茂木法志君） 先ほどもそうですね、広く全体に普及させるというのはなかなか短期的なところでももちろん難しいですし、長期的にやはり備えていく、これが必要なことなんですけれども、先ほどのちょっとアンケートの中に予算とか安全性のことだとか、そういったことはあると思うんですけれども、例えば、観光庁のほうでその2020年の宿泊施設のバリアフリー化促進事業というのも、もちろんこれは事業者のほうで今、現状申請するようなものなんですけれども、上限500万円まで出るようなものがあります。こういったものを財源として使ってみたりとか、あとはユニバーサルツーリズム促進事業の中に、町長がおっしゃったように誰でも旅行が楽しめるようにというところで、今、旅行会社も結構介護タクシーだとか、そういったことをやられている旅行会社もありますし、その介護事業者と連携して観光地や観光の移動とかにおける高齢者の方々や障害のある方々が楽しめるようにサポートするという体制を促進していくということで、そういう促進事業もあります。いろいろな促進事業に対して補助金等々ありますので、そういったところの情報発信とか、そういったのも大切なことかなと思います。

ユニバーサルツーリズムにおいて、ハード面をすごくイメージしていくんですけども、ただ、そのハード面のバリアフリー化を進めることは確かに大事なんですね。だけれども、一くりにその高齢者や障害者の方々とっても、不自由の種類というのはやはり様々、多様しているというところがあると思うんですね。そのため段差があっても、それがバリ

アになるかどうかというのは、その一人一人によって異なってくると。なので、例えば、ハード面の完璧なバリアフリーではなくても、道路、通路とか幅の開口が、広さが確保されていれば、数センチの段差があっても問題なくて利用できるだとか、そういう車椅子の方もやはりいらっしゃると思います。

例えば、坂道であっても同行者がいれば問題ないかもしれないですし、地域内、施設内においてもバリアがどこにあるかをまず確認して、その客観的な情報、数値とかサイズとか写真とか、そういったのを先ほども言いましたけれども、発信していく。その使う当事者がやはり判断できる材料を提供できるようになることが、まず大事な点。観光案内はできるということは、そのハード面のバリアフリーを進めることと同じくらい大事な点だと考えます。バリアがあっても、それをクリアするための人的サポート、先ほど連携体制の促進事業もあると申しましたけれども、人的サポートなどのソフト面を含めたユニバーサルツーリズムの対応する地域ネットワークを構築するとか、そういったことも必要になってくるんじゃないかなと思います。

それらを踏まえた上で、ユニバーサルツーリズムについての現地調査や事業者のニーズ把握、先ほど、もう回答は得られたとっていましたが、それって最新のものですかね。最新のですか。分かりました。その中で、その情報が得られたのであれば、現地調査を含めてそのユニバーサルツーリズム、資源マップの作成や先ほども言いましたけれども、補助金の周知など、今できることがあるかと思うんですね。そういったところを踏まえた上での町長の考えをお聞きできますか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 今できることはというご質問なんですけれども、ユニバーサルツーリズムを実践するためには、障害者等の特性を理解し、自身の地域の状況把握を行うことやその情報発信が必要とされております。町内においてはユニバーサルツーリズムが浸透していない現状もありますので、まずは、障害者等が不自由と感じていることの把握や実際に障害のある方と接している事業者からの情報収集に努め、他の自治体の取組などを参考に、対応方法や問題点を関係機関と横断的に議論を深めていきたいというふうに思っています。

また、町内にあります公共施設や宿泊施設等における設備の把握、利用者の需要や民間事業者の意向について、関係者に意見を聞きながら現状把握に努めてまいります。特に、宿泊を伴う旅行においては、宿泊施設等の滞在時間が長いことから、ユニバーサルデザインに向けた環境整備は効果的であるのではないかと考えています。これには、受入れ側の理解に加え、費用と時間がかかるものと考えられますので、受入れ環境の充実に向けて、どのような施策が必要で、効果的であるかを検証していきたいというふうに思っています。

一般的に、障害者が高齢者等が抱える問題の1つとして、トイレ環境の整備が優先される事項だと思いますけれども、オストメイトトイレやユニバーサルシートの拡充については、先ほどお話しした内容を踏まえ、関係各課と横断的に情報共有をしながら、調査研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（山田庄一君） 茂木君。



(2番 茂木法志君登壇)

2番(茂木法志君) ぜひ調査をたくさんしていただいて、活用していただければと思うんですが、近くでいうと伊香保温泉とか、そういったところでは、その階段があれだけ多い中でも、どうしたら車椅子の方々が行けるかとか、そういったところの実際に当事者の方を入れたような取組だとか、そういったことも始まっていますし、実際、伊香保なんかのホテルとかですと結構バリアフリー化だったりユニバーサルデザインの仕様にしてあったりだとかといったところが増えていきますし、それを情報発信、それぞれのホームページでするのももちろんしかりですけれども、行政としてそのちょっと見にくいですけど、後で出すけど、マップみたいなのをつくって、マークをつくって、どこに行けば、どんなトイレがあるよとか、どこに行けば、こんな施設のところにはこういう整備があるよとか、そういったことが分かりやすいようにやはりなっていて、実際にその家族の方で車椅子を押して、みなかみに旅行に来てくれた方々のちょっと意見を聞いたんですけれども、やはりその方々が来てくれたときに、どこに行ったら車椅子でも回れるようなところがあるのかとか、そういったようなのがちょっと分からなかったなんていう声もやはりありましたので、それをちゃんと見える化していくというのは大事なことかなと思うので、しっかり調査とニーズ、また、事業者の方の意見とか踏まえて進めていただきたいと思います。

また、このユニバーサルツーリズム、推奨することでやはり他の地域との差別化というもの図っていきけるのではないかなと思っていますし、やはり高齢者、障害者、その家族の方々から本当に選ばれる観光地づくりだったり喜ばれる観光地づくり、また、安心して訪れていただける観光地づくりを進めていただきたいとともに、誰もが諦めない観光というのを実現できるように、行政として促進に期待します。

ユニバーサルツーリズムについては、以上です。

次に、医療的ケア児の支援法が施行されました。そちらについてお聞きします。

今年の9月に、こちらの医療的ケア児支援法が施行され、この法律施行により国や地方公共団体などは、医療的ケア児及びその家族への支援が努力義務から責務に変わり、教育を行う体制の拡充など、そちらが求められることとなりました。

医療ケア児とは、簡単に触れますが、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に人工呼吸器、呼吸管理ですね、喀たん吸引、その他の医療行為を受けることが必要な児童のことです。これですね、本当に医療技術の発達によって、難病、障害を持つ多くのお子さんの命が救われてきたと。一方、その反面、医療機関を退院した後、どうしても日常的に医療的ケアが必要になるお子さんがとても多いため、やはり医療的ケア児は全国的にも増加傾向にあります。

平成30年の厚労省のまとめによると、全国に推計2万人、今ですと2万人以上になっています。なので、これまで医療的ケア児への支援は努力義務とされていたので、その専門人材の環境を整えた預け先というのが極端に少なかったんですよ。それなので、やはり医療的ケア児とその家族を取り巻く現状ですね、それもあまり知られていない状況というのが現状だったかなと思います。

そのため、医療的ケア児の心身の状況に応じた適切な支援や教育を受けることができな

いなど、また、そのケアする家族ですね、こちら24時間やはりケアを担うということで、就労の機会を失ったり社会とのつながりを失ったり、孤立することなどが問題視されてきました。

家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るということを目指して、今回の医療的ケア児支援法が成立されたと思います。支援が責務と明記されたことから、自治体は保育所や学校などで医療的ケア児を受け入れるための支援体制、これの拡充が求められていますが、具体的には家族の付添いなしで通えるように専門員の配置だったり、また、喀たん吸引等ができる保育士の配置ですね。またはワンストップで相談や連絡ができる体制、こちらを整えることが求められるかと思います。

今年の6月ですね、文部科学省でも医療的ケア児についての受入れ態勢の整備に向けた手引、こちら公表されているかと思うんですが、みなかみ町においてもその現状把握ですね、それが、今後の対応が求められるかと思うんですが、こちらの法律の施行に伴う町の対応をお聞きします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 医療的ケア児及び家族に対する支援に関する法律は、令和3年6月18日に公布され、令和3年9月18日に施行されたというふうに認識しております。

平成28年5月に児童福祉法が改正され、医療的ケア児への対応が市町村の責務として明記されたということは承知しております。

現在は、医療機関からの連絡票、新生児訪問、乳幼児健診、福祉サービスの利用申請等で支援が必要な児を把握をしております。

みなかみ町は医療的ケア児支援とは少し異なりますけれども、健康面及び発達面において特別支援が必要である児童の教育・保育を担当する職員の加配を実施している園において、これは町単独なんですけれども、民間保育園等障害児保育事業費補助金を交付しており、適切な支援が行えるような対応をしております。

法施行後の対応といたしましては、障害福祉サービス事業、病院、診療所等、福祉医療の各関係機関との連携が今まで以上に重要になってくるんだというふうに考えております。体制整備に向けては、人数把握、ニーズ把握等に加え、予算確保が重要と考えております。町民福祉課、子育て健康課、教育委員会等、関係課で連携を図って適切な時期に、適切な情報共有をし、必要な支援ができるよう研究検討していきたいというふうに考えております。

議長（山田庄一君） 茂木君。

（2番 茂木法志君登壇）

2番（茂木法志君） そうですね。実際、今すぐにその医療的ケア児がいる、いないにかかわらず、そういった体制をやはり整えておく、これがやはり大事なことかと思えます。

やはり本当に医療的ケア児の方々とちょっとお話しをさせていただく機会がありまして、その方は本当にもう教育機関に本当に全く通えることができなくて、ご自宅で本当に24時間、家族の方がケアしていると。ユニバーサルシートもしかり、この方はやはりどこかに出かけることもなかなかできなかつたりとかということも本当に考えられていたので、

こういった体制整備が各自治体や公共団体のほうが取り組んでいただけることによって、より外に出る意欲というんですかね、それを後押しするようなことになると思いますので、ぜひその体制は整えていただけないかと思っております。

ちょっとすみません。先ほどのユニバーサルデザインの関係とユニバーサルツーリズムの関係でちょっと質問し忘れたことがあるんですけども、1回戻ってもいいですか。すみません。

先ほどのユニバーサルデザインと、もしくはユニバーサルツーリズムの関係で、これふると納税の使い道としての選択肢の追加というのはできないかなと思ったんですけども、例えば、今、観光振興とか町長にお任せとかというのはあると思うんですけども、そちらに分類されるというよりは、そのふると納税する方が地域貢献も兼ねてやはり分かりやすいようにしていくということも選択肢かなと思うんです。これに限らずだとは思いますが、そういった考えで町長どうですかね。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） ふると納税の目的が、もっと細分化したほうがいいんじゃないか。それはいろいろな考え方があるのかなと思う。細分化したほうが使いやすいというものもあるでしょうし、ある程度、大枠で枠をつくっておいたほうが使いやすい。それはいろいろ考え方があるんだと思うんです。どういった方法が、納税する方が一番納税しやすい方法が一番いいんだと思いますので、それは研究させていただきたいなと思います。

議長（山田庄一君） 茂木君。

（2番 茂木法志君登壇）

2番（茂木法志君） ぜひ検討をお願いします。

あと、町長は、この地方臨時交付金を使ってふると応援チケット、こちらのほうが販売されて購入された方々のちょっと意見というのは、実際にお聞きになられましたかね。この中で、ちょっと多かったのが、家庭に介護を、要介護者の方、またそれを介護される方の家庭というのは、なかなかそのチケットを使えなかったとか、やはりそういったことが多かったですね。特に、福祉の業界にいるものですから、やはりその声というのをお聞きする機会が多くて、それだと本当に町の公平性、平等性というところで、やはり使えない方々がいるというところ、もちろんそういうのは施策によってはあると思うんですけども、今回のチケットに関していうと、やはりユニバーサルツーリズムやユニバーサルデザインが進むことによって、今回のチケットもより多くの方々が使えるような状況が今後できればいいなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 町も昨年からはコロナ支援対策、いろいろなことをやってきました。使いたいたいけれども、使えない人がいるよという話。それちょっと私、初めて聞いたんですけども、やはりいろいろな方に使っていただけるような条件をそろえていくと、それは発行する側からすれば、それは当然考えていかなければならないことだと思いますので、今後の参考にぜひさせていただきたいと思っております。

議長（山田庄一君） 茂木君。

(2番 茂木法志君登壇)

2番(茂木法志君) ぜひいろいろな意見聞いてもらって、よろしくをお願いします。

それでは、ちょっと4つ目の質問に移りたいと思います。

ヤングケアラーについてお聞きします。

ヤングケアラーという言葉ですね、本当に近年、日本でも未成年の方々が障害や病気のある家族に代わって家族の介護や家事全般を行ったりとか、幼い兄弟の面倒を見たりとか家計を支えるために労働したりとか、大人が担うようなケア責任を引き受けるケースが増えてきています。そういった方々の家族の介護や兄弟の面倒など、各家庭ごとで本人の認識がちょっと違うかと思うんですね、様々だと思うんですが、とても表面化しにくい問題ではあると思うんです。

そこには、やはりこれからの町としてもそうですけれども、行政と教育機関とのやはり連携というのがますます重要になってくるのではないかなと思います。

2020年の3月に埼玉県で日本初ですね。この埼玉県の支援条例が成立された。ヤングケアラーに配慮した基本理念や各機関等への役割ですね、あと支援に関する推進計画、また体制整備など、こちらが明記されています。また、高崎市では、来年度ですかね、来年度、中高生のヤングケアラーがいる家庭を対象にして、ヘルパーの無料派遣、こちらを事業として始めることということが記事がありました。これは、生徒が担う家族ケアの負担軽減を図ることとしています。対象となる中高生を高崎市の福祉部署や教育部署などで構成された支援推進委員会が認定し、教育現場などから報告される情報を共有して支援内容を検討するというこのようです。

このように、高崎や埼玉とか、日本でも少しずつヤングケアラーに対しての支援の動きが出てきています。

2020年に、これは町長アンケートですか、35市町村を対象にした上毛新聞でアンケートが取られたかと思うんですけれども、これ承知していますかね。本当ですか。アンケートが取られたと、調べたところありました。アンケートに答えたのが5市町村だった。それはヤングケアラーだと思われる方がいるということで答えたのが5市町村だったということなんですけれども、やはり難しいのは、子供が自らの意思で行っている場合も考えられる。その適切な支援方法についての難しさがあるとか、あと、まだまだやはり課題が多くあるんだなと思います。

その1つに、ヤングケアラーの定義の判断とか表面化する仕組みづくりというのをつかっていくことが大事なのではないかなと思うんですが、これ今後、みなかみ町でも十分起り得る問題かなと思います。今、コロナ禍においてやはり生活困窮者が増加傾向にあったりとか、そういったところも理由にはなってくると思うんですが、そのため、実態把握や教育機関、福祉分野などとの関係機関と連携して情報を収集できる仕組みと共有できる仕組みづくりを構築していく必要があると感じるんですが、当町における現状把握と今後の対応をお聞きします。

議長(山田庄一君) 町長。

町長(鬼頭春二君) ヤングケアラーとは、大人が担うような家族のケア、介護や家事を18歳未

満の子供たちが担うと認識しておりますが、先ほども茂木議員がおっしゃるように、ヤングケアラーの定義が明確でないため、はっきりとした人数把握ができていないのが現状ですが、ケアラーと思われる症状については把握しており、現在は状況に応じて関係課で連絡を取りながら対応しております。

児童福祉法の改正によりまして、児童や家庭に対する支援は、その生活が営まれている身近な場所で行われることが重要であるとして、市町村に子ども家庭総合支援拠点設置が求められております。みなかみ町においても、設置準備を進めているところでございます。

今後は、支援拠点を中心に18歳までの全ての子供とその家庭を対象に、専門性を持ったスタッフにより一括的に相談を受け付け、関係機関と連携し、総合的かつ継続的に支援を行っていきたいと考えております。

また、その後は改正社会福祉法により創設された重層的支援体制整備事業等により、包括的な相談体制を構築し、複合的な課題に対し、他機関連携による支援及び伴走的支援を進めてまいりたいと考えております。

また、将来的に自立した社会生活を送るためには、就労支援も重要となるため、ハローワークや就労支援機関と連携して相談支援を行うなど、適切な福祉サービスにつなげられるように取り組んでまいりたいと考えております。

議長（山田庄一君） 茂木君。

（2番 茂木法志君登壇）

2番（茂木法志君） まずは、その支援拠点を整備して、そこで相談が受けられやすいような状況をつくって、それに対して適切な支援策を講じていくという考えですね。そうすると、十分、これから先もそういった方が、必要な方が、もしいた場合には、高崎市としてはヘルパー派遣でしたけれども、その他ほかの介護サービスや障害サービスにつなげたりとかというところをやっていくと。それに対しては、町としても積極的に取り組んでいくという姿勢ということの解釈でよろしいんですね。ありがとうございます。

本当に、この問題がイギリスで発祥されたというところの記事も見たんですけども、欧米とかいろいろなところで問題になってきていると。やはり日本でも様々に、先ほども申し上げたようにどんどん増加傾向にあると。やはりその表面化しにくいというところが問題であって、その辺り教育現場からやはり見た目線といいますか、教育現場の実情みたいなところというのはお聞きできますかね。実際の、その多分支援拠点と教育現場のもちろん連携が必要だと思うんですけども、実際の今の教育現場の中で、こういったことの情報をしっかり把握するような仕組みづくりとかができているのかできていないのか、また、そういうところに気づけているのか気づけていないのか、そういったところをちょっとお聞きできればと思うんですけども。

議長（山田庄一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 茂木議員のご質問にお答えいたします。

学校でのそういうヤングケアラーの状況を把握するシステムができているかということですが、ヤングケアラーを把握するためのシステムというのは特別にはありません。

けれども、現状としてどんな把握、対応しているかお答えしたいというふうに思います。

管内の小中学校でのヤングケアラーの現状把握につきましては、各家庭から年度初めに提出していただく家庭環境調査票というのがありまして、まずその中で家庭の様子ที่かなり分かります。また、日常の児童生徒との会話や生活の様子、身体測定だとか、ふだんの生活の様子と毎日提出される生活ノートの情報。あと、家庭訪問のときや三者面談のときの保護者や家庭の様子。あとは民生児童委員の方々からの情報収集など、いろいろな方法で家庭環境の把握に努めています。

現状でいいますと、現在ヤングケアラーのような状態になっているという児童は1名把握しております。ですので、明らかにヤングケアラーというのは、やはり難しいんですけども、ヤングケアラーに近いようなという状況は把握しております。結局、これ学校だけではないので、やはりそういうのを他機関と連携して把握、対応できるように、要保護児童対策地域協議会というのを定期的に行っておりますので、その中でやはりいろいろな福祉の部所と連携しながら、その把握と対応についての協議もしているところでございます。

実際そのようなお子さんがいた場合には、現在もそうですけれども、毎日の学校での様子や学校ができることとしてということですが、毎日の学校での様子や定期的な家庭訪問、あとは状況把握に努めるとともに、相談や精神的支援、また、家庭でできない上履きの洗濯等を学校でやるとか、そのように学校としてできる最大限の対応をしているところでございます。

議長（山田庄一君） 茂木君。

（2番 茂木法志君登壇）

2番（茂木法志君） ありがとうございます。

とても多岐にわたって相談または調査といいますか、その日常の段階からやはり分かるような体制づくりをしていただけているということで、やはり1人そのような対象となるかならないか分からないですけれども、そのような方がいらっしゃると。

今、現状その教育現場で明確になってきている部分というところが、今の話からあったかと思うんですけども、やはり教育現場と行政というところが、よりやはり連携をしていくということが今ので本当に大事だなと、また改めて感じたところであります。

本当にこの問題を解決していくには、その法整備というのはもちろん不可決なんですけれども、やはり大人や子供たちの間で風通しのいい環境づくりというか、そういったのをつくっていくことだと思いますし、先ほどのような対象になるような子がいたときに、すぐ行政のほうでも、また地域と連携して動けるような、まず支援拠点ですね、まずはそこも整備していただきたいというところで、本当に強く要望します。期待します。

今後、いろいろな事実やヤングケアラーの方々に対してのことを広く皆さんに知っていただきながら、本当にデリケートな問題ではありますが、やはりイギリスとかの学校では、放課後にそのヤングケアラーの生徒たちが集まって情報交換をするような場所ができているそうなんです。そこでは、本当に交流を図るプログラムなんかも実施されていて、NPO法人や支援団体や学校の教職員だったり地域のボランティアの人だったり、

それを地域の大人たちが参画してヤングケアラーのサポートをしていると。なので、地域で守っていくような状況ができれば本当に理想ではありますし、そういった状況をやはり目指していくということが大事なのではないかなと思います。

こういう同じ境遇の仲間を、いかに見つけることで、その当事者の方々も勇気づけられたり、自分自身がヤングケアラーであること自体も誇りに持てるような土壌づくりというのが必要なのではないかなと思うので、ぜひその辺りも教育現場と行政がしっかり連携し合って、地域とうまく協力し合って対処していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わりにさせていただきたいと思います。すみません。ありがとうございました。

議長（山田庄一君） これにて2番茂木法志君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開を10時とします。

（ 9時47分 休憩）

---

（10時00分 再開）

議長（山田庄一君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

通告順序10 16番 小野章一 1. 町政と法令遵守について

議長（山田庄一君） 次に、16番小野章一君の質問を許可いたします。

小野君。

（16番 小野章一君登壇）

16番（小野章一君） 16番小野。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

町政の法令遵守について、町長にお伺いいたします。

町政の執行者は町長にあります。また、その行使においては法律があり、法令があります。条例、規則、要綱等、様々な要件を満たし、事業ができる。そして、求められることは、特に公務において法律に精通することであり、行政管理、社会良識上してはならぬこと。住民に対して議会に対しても正確な情報の提供。公金による事業であるがための公正、中立で誠実な対応が求められます。

基本的なことでありますけれども、町政に対してのこれらの法令遵守について町長のお考えをお伺いいたします。

議長（山田庄一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 小野議員のご質問にお答えをいたします。

議員もご承知のとおり、職員は法律、政令、条例、規則等に準拠し、公務を執行しなければなりません。しかしながら、それにとどまらず、時には倫理観や社会規範に従い公平、

公正に業務を行うことも必要であると認識をしております。

また、これまでのコンプライアンスは、公務員としてふさわしくない行為を起こした職員に対する厳正な処分や法律、条令等の不備に起因する改正、罰則の強化など、主に信頼や人間関係を強化することを目的としておりました。

これからは、組織としてのコンプライアンスの取組が重要となっており、従来の対処療法的な対策のほか、長期的な視野に立った組織の健全な活動の促進が大切になってきております。例えば、業務上の様々なリスクを回避するために守るべき行動規範を定めるなど、問題行動を起こさない、起こさせない職場環境を整備しておくことが、コンプライアンスの中核となると思います。

さきにも述べましたが、自治体においては民間企業と異なり、単に法令遵守のみにとどまらず、町民の皆さんの信頼を失う行為は絶対にしない。より積極的に町民の皆さんのために職務を行うといったことまで視野に入れて取り組んでいくことが必要であると考えております。

議長（山田庄一君） 小野君。

（16番 小野章一君登壇）

16番（小野章一君） 先ほど、法律に精査することが求められるということで、公務に携わる職員において、これら法令遵守についての研修等も行われておるんじゃないかと思うわけですが、どのくらいの間隔で行われているのかお聞きしたいと思います。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 研修は様々な場面でっております。例えば、役場に新規採用された場合は新規採用職員の研修、あとは、10年、20年、そういった刻みで研修を、一番最後には管理職になったときの管理職研修、そういったものを行っております。

議長（山田庄一君） 小野君。

（16番 小野章一君登壇）

16番（小野章一君） 次に、行政管理について伺います。

さきの9月議会定例会での決算監査報告の指摘事項には、RDF関係及びホロントウン水道関係、担当課において調整中、関係者との調整も重要であり、早急な解決が望まれるとしております。

町長、RDFの公有地に議会の承認を得ず不法に建設されたボイラー施設、昨日の一般質問での同僚議員の質問には、誰の持ち物か分からないとしておりました。そして、ホロントウンの水道関係、令和元年度中に完成。しかし、事業はその時点では未着工であり、水道法違反及び補助要綱を見る限り、法を犯した大変な問題でもあります。この点について、町はどのように対処されるのかお伺いしたいと思います。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 補助金の交付の在り方に対し、様々な課題の提起やご意見をいただきました。このことを真摯に受け止め、補助の在り方については補助要綱の趣旨や目的が達成されるよう運用し、補助事業が適正に執行されるよう取り組んでまいります。

RDFの建屋の問題ですけれども、今後も問題解決に向け、法的な対応もごさいますの



で、顧問弁護士と相談させていただきながら対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（山田庄一君） 小野君。

（16番 小野章一君登壇）

16番（小野章一君） この双方の問題につきましては、事例として大変重要なものであるし、残念ながら法の趣旨にのらないというようなことで、今後においても、地域住民の将来への心配は多分に出てしまうおそれがあるわけであります。細かなことは言いませんけれども、やはり実証実験ということの中では、民設民営ということの中でやっていただくのがよかったのかなと思いますし、また、この建屋が例えば、撤去をするにしても、誰のものか分からなければ、誰が壊すか分からないというのが通例だというふうに思っております。そこら辺の関係はどうするのかということと、このホロントウン問題の完成後に議会の説明を求められたというようなことも、全く時系列からしてもおかしい出来事だなということでもあります。

こういったことは二度とあってはならぬことだと思っておりますし、また、これをこのまま町長がこういった決まりの中であるにもかかわらず放任するということがあれば、ずっとこういったことが問いただされたり、町の信頼も失墜されたりということの残念な結果が予想されるわけであります。

こういったことを2点、中身については細かくは申しませんが、あるということの中で改めて法令遵守について、先ほども町長が答弁していただきましたけれども、守っていただくようお願いするわけであります。

この2点の中で、今後こういったものが解決されないと、いつでも、こういうことでもいいんかということにもなりかねない。こういったことをほっとくということは、恐らく町長の答弁から聞こえないと思いますけれども、どんな形でこれを解決するのか、一言お伺いしたいと思います。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 先ほどもご説明申し上げましたけれども、問題解決に向けて、これは真摯に取り組んでいかなければならないというふうに思っています。このままにするということにはならないと思います。ですから、法的な対応もこれから出てきますので、顧問弁護士と相談させていただきながら適切な対応をしていきたいというふうに思っています。

議長（山田庄一君） 小野君。

（16番 小野章一君登壇）

16番（小野章一君） 本来、議会に説明、議決すべきところを、既に完成した状態で問題となりました。ちょっと先ほどの重なりになりますけれども、RDFにおいて議会の特別委員会最終報告の後、2年が経過されます。また、ホロントウン内の水道の関係については発覚後1年3か月が終わるわけであります。町長のいう携わった職員への指導、法に対する適正化の確認等、何ら結果が見えず非常に残念であります。問題は先送りするのではなくて、早期検証と責任を明確にすることこそ行政のトップのする義務だと思っております。公務に携わる職員の指導、再発防止策を講ずる考えはありますか、お伺いたします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 私は何も問題を先送りするというので考えて取り組んでいるつもりはございません。問題を早期に解決して地元の皆さんにご理解いただく、そういった方向で職員を指導しております。

議長（山田庄一君） 小野君。

（16番 小野章一君登壇）

16番（小野章一君） 1つは、責任、義務ということでお伺いいたします。

説明が十分になかったため起きた事件の不正をただす。事業による住民への不安を解消する。また、内部統制に当たりますが、法を無視し、民事訴訟まで発展、そのようなことが起きる前に危機管理体制の確立等について、どのように考えておられますか。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 現在、最良と思われる対応や方法を選択して事業を推進しておりますけれども、万が一、その解釈や運用が間違いであるということが明らかになった場合、例えば、訴訟で敗訴した場合や、その対応が、選択が議会に認めていただけなかった場合など、こういった場合には事実確認を行い、問題解決や再発防止に向け、調査、検証していかなければならないというふうに思っています。

業務執行においては、議員の皆様にご理解や疑義を生じさせないよう丁寧な説明を心がけ、ご理解と信頼を得ながら進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（山田庄一君） 小野君。

（16番 小野章一君登壇）

16番（小野章一君） そういふことだというふうに思いますけれども、やはり先ほど来、発言しておりますけれども、やはり公務に当たる者はいろいろ私たちが事業を頼むに当たって、条例、規制、規則の中で、ちょっと待ってくださいというようなことがあるし、また、それを改正する中に事業ができることもあるわけでありまして。これは、それぞれ職員の研究によって改正できるものは改正していったら、なるべく住民の利便性のいいように、生活しやすいようにやっていただくということは大変ありがたいわけでありましてけれども、そういった時間は決して無駄ではないわけだと思ふんです。

ただし、再度申し上げますけれども、事前にやって法律を守らないというのは、これはなしですよ。そういったときに、いろいろのコンプライアンス、先ほど言いますけれども、職員の不正行為とか云々言いますけれども、それだけじゃないと思ふんですね。そういったことに対するものについての考え方は、最近非常に残念なのは、RDFをはじめ、水道問題をはじめ、非常に分からないところで、どうにかなっているところだと思ふんです。ただ、そこには許されるものもあるかもしれないけれども、最初から間違っているものをつくられて、その後に問答というのは、非常にそこに住む生活権を持つ人たちの今後の心配が計り知れないというところの責任は、やはりそこの携わった職員に責任があるんじゃないかなというふうに思っておりますし、そういうことのないことを常に願っているわけですが、できちゃったからいいんだということは許されるべきでないというふうに思っております。

また、危機管理体制のことにもなりますけれども、その法令遵守ということの中では、そういった形の法令を違反しないような可能性とか、その事故ですね、重大性が想定される場合には、事故の未然防止とか、そういった早急な対策も含めて考えるべきだというふうに思っております。

こういった関係、私はこの関係について町にぜひお願いしたいのは、こういうことがあってはならんという観点の中から、検証委員会の設立を時系列から何が問題だったのかということは隠すことなく、やはりまたお互いの緊張感の中で高めるために、また責任ということの中では、そういった検証委員会等も開くべきではないかなというふうに思っておりますし、検証委員会が開かれるようでは困るんですけれども、そういったことも町長にお伺いしたいと思います。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 小野議員が何のことを言っているんだか、よく分からないんですけども、検証委員会開けとかいう話ですけども、町は議員の皆さんに隠し事をつくって、部分的に開示して、隠している部分があるとか、そういったことは一切ございません。今まで町が情報として持っているものは全て議員の皆さんにお示しをして、ご判断をいただいているという認識しております。それで、なおかつ必要があればそれは検証委員会とか、そういう話になると思いますけれども、私の認識では全ての情報を議会の皆様にお示ししてご判断をいただいているという認識でおりますので、私はそういう考えはございません。

議長（山田庄一君） 小野君。

（16番 小野章一君登壇）

16番（小野章一君） 全ては常識の中にありということだと思いますけれども、議会ですから、通ったものと言われればですけども、やはりそれなりにそれぞれの総意ですから、思いますけれども、やはり非はただすべきだというふうには思っております。過去に、合併して間もない頃に遺跡の関係で事件が新聞で問いただきました。そんなときには、やはり町の執行部、即対応し、それを克服したということは、町長も職員時代に知っていたのではないかなというふうに思います。

そんな中で、その問題になった関係については、やはりトップの指示によって、すぐ解決の方向を見いだしたということだと思います。これは、1つは内部の関係、また、お金の支払いの関係もありましたから、そういう形であったんだと思いますけれども、やはりここにずっと住み続ける人たちにおいては、やはり町を信頼してそれぞれが協力したりしていると思うんです。

そんな中で、今、先ほど町長は何もそういった考えはない、検証を何していくんだか分からないと言われますけれども、何で民事訴訟が起きる。問題があるから起きる。じゃ、何があったか当局が関係者を呼んで調べて、それが正しいのなら、それで結構だと思う。我々も決してRDFのやり方がいいなんて思っていない。実証実験は差し支えないと思う。ところが、全く違った方向に行ってしまったんじゃないかなと、それがこういった問題になってきて、昨日も話に出ましたけれども、2万1,000円が3万9,000円になってしまったと。今後、それを経費を安くすることを考えていることは、昨日の答弁にあった

ようでありますけれども、こういう施設に議会の議決もなく建物を建てたと。町長も副町長でいたわけですよ。副町長も恐らく観光課の所管ですから、いたと思うんですね。それが悪いとは言いませんけれども、やはりそこら辺のやり方が間違っていたものが、また、職員のやり方によって1年に5,000万も処理費が増えたという現実、町民に負担をかけたということ、迷惑をかけているということですよ。

今後は、そういったものを安くするということは、これからの策、そういうふうには私は思っていますけれども、水道の問題もそうだと思いますけれども、基本的によく調べていただいて、そういったものを素直に我々と話せる時が来るように、もう一度、町長に、そういった決して悪いことじゃないと思いますけれども、危機管理の面では検証委員会の設立を考えてほしいなと思っております。もう一度、答弁をお願いします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 先ほども申し上げましたとおり、検証委員会を立ち上げるとか、そういった調査をするつもりはございません。

議長（山田庄一君） 小野君。

（16番 小野章一君登壇）

16番（小野章一君） それでは、そういった町長の変わらない答弁ということでありまして。私は、常にお願ひしたいということは、やはりそういったことのないように行政のトップとして、法令遵守、規則、要綱等、しっかり守れ、注意しながらも前に進める、そういった行政の在り方を模索していただきたいなという思いであります。

あと一つは、何で国民が守られるかということは、やはり法律は住む人の自由と財産を守るんだということだと思います。そういうことで行政に携わる人は、それなりに責任を持ってやっていただきたいということをお願いいたしまして、一般質問を終わりにさせていただきます。

議長（山田庄一君） これにて16番小野章一君の質問を終わります。

---

通告順序 1 1 8番 高橋久美子

1. 带状疱疹の予防接種の周知と公費負担
2. 選挙において投票しやすい環境を
3. 学校におけるコロナ対策で、冬期の換気による寒さ対策

議長（山田庄一君） 次に、8番高橋久美子君の質問を許可いたします。  
高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） 8番高橋久美子。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、带状疱疹の予防接種の周知と公費負担の質問をいたします。

带状疱疹は、水ぼうそうと同じウイルス、水痘・带状疱疹ウイルスが原因の病気です。

水ぼうそうにかかると、治った後もウイルスは症状を出さない状態で体内に潜み続けます。そのため、水ぼうそうにかかったことのある人でしたら、帯状疱疹になる可能性があります。ウイルスは背骨に近い神経に症状を出さない状態で潜んでおり、加齢や疲労、ストレスなどによって免疫力が低下するとウイルスが再び目覚め、帯状疱疹として発症します。

したがって、50代以上の世代はほぼ100%の人が水ぼうそうを経験し、このウイルスが体内に潜伏しています。そのため、ほとんどの成人や高齢者が帯状疱疹のリスクを有しています。発症は50歳以上で65.7%、80歳までに3人に1人がかかると言われています。症状としては、強い痛みが帯状に広がり、焼けるような痛みがあると言われています。

新型コロナウイルス感染に限らず、高齢者が感染症を発症すると重篤化する危険性またはその後の生活において大きく生活の質が低下する危険性もあります。高齢者の感染予防は重要な取組だと思います。

そこでお聞きしますが、現在高齢者への予防接種に何があるのか。その費用負担などの取組状況をお聞かせください。

議長（山田庄一君） 町長。

（町長 鬼頭春二君登壇）

町長（鬼頭春二君） 高橋久美子議員のご質問にお答えをいたします。

帯状疱疹は加齢や疲労、病気などによる免疫力の低下により、子供の頃に罹患し、体内に潜伏していた水ぼうそうウイルスが再活性化して発症します。一般的には水疱のある湿疹に加え、痛みが3週間から4週間ほど続きます。基本的には抗ウイルス薬により治療しますが、皮膚症状が治った後も長期間にわたり痛みが続くことがあります。

町の取組といたしまして、帯状疱疹については費用助成などの取組はしておりませんが、高齢者の肺炎球菌、重症化予防のインフルエンザ予防接種、風疹等におきましては任意接種の費用助成の取組をしております。

現在、任意接種として認められている帯状疱疹ワクチンには、平成28年3月に効能が追加された水痘ワクチンと令和2年1月から販売が開始された乾燥組換え帯状疱疹ワクチンの2種類があるというふうに聞いております。

水痘ワクチンの接種回数は1回で、およそ1万円程度であります。追加接種の必要については明らかではありません。一方、乾燥組換え帯状疱疹ワクチンの接種回数は2回で、およそ1回2万円程度というふうに聞いております。予防効果は、乾燥組換え帯状疱疹ワクチンのほうが高いと言われています。いずれも、対象者は50歳以上です。また、それぞれ接種における禁忌及び副反応があります。

町では、新しいワクチンであることを踏まえ、医師会と協議を行い、有効性及び流通状況等を勘案した上で、広報またはホームページにより周知を図っていきたいというふうに考えております。

また、費用助成については先進事例の研究及び任意接種に対する助成方法等を含め、検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） これから聞こうと思ったことを全部答えていただいちゃったので、ちょっとどうしようかって今、思っているところなんですけれども、重複しますけれども、構わないでしょうか。すみません。

先ほど細かく答えていただきましたけれども、大人にも接種を勧めたいワクチンの中に水痘・带状疱疹ウイルスワクチンがあるわけなんですけれども、先ほど来から述べていますが、带状疱疹を発生させる原因はウイルスです。年齢とともに、ウイルスに対する免疫力は低下しますので、50歳以上の方はワクチンの接種が推奨されます。また、子供の頃に水ぼうそうにかかったことのない人も同様です。

1987年から幼児への水ぼうそう予防ワクチン接種が可能になり、2014年からは水ぼうそう予防ワクチン接種が定期化されています。そのために、子供が水ぼうそうを発症することが減り、子育て世代の親が水ぼうそうウイルスにさらされることが少なくなりました。そのことにより免疫が再惹起されなくなり、子育て世帯及び高齢者において带状疱疹が増加傾向にあることが報告されています。

一般的に、加齢に伴い免疫が低下するところで带状疱疹を発症する人の数が増えていると思うのですが、みなかみ町でどのくらいの人が罹患されていますか。把握しているようでしたらお答えください。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 町としてどのくらいの患者さんがいるかというお話なんですけれども、市町村単位は把握はしておりませんが、日本の带状疱疹の発症率は年間1,000人当たり5人程度というふうに言われております。

宮崎県の大規模調査によると、発症率は50歳代から増加し、70歳代、80歳代では1,000人当たり9人程度だというふうに聞いています。また、患者さんの数は60歳代が最も多くなっているというふうに聞いております。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） これちょっとこちらの研修等で勉強させていただいた数字なんですけれども、あくまでもデータということで、みなかみ町では126名ぐらいではないかというのを聞いています。

前段でも述べましたが、带状疱疹は免疫力の低下に伴い、50歳頃から急増、高齢者の発症率が高く、80歳までに3分の1の方が発症すると言われております。これをみなかみ町の人口に例えますと、50歳以上の人口が令和元年で1万1,430人です。それで、80歳までに3分の1の方が発症されるとすると、約2,900人ぐらいの方が带状疱疹を発症するリスクを持っていることになるということが推測されるわけなんですけれども、我が町の61%が50歳以上で、働き盛りから余生を楽しむ年代が、この带状疱疹の発症のリスクのあることを考えると、带状疱疹はワクチン接種により予防効果があることを周知することは大変重要と考えますが、町長の見解をお聞かせください。これも先ほど答えて

いただいたので、あれかと思うんですけども。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） すみません。やはり町では新しいワクチンであるということ踏まえて、医師会等と協議を行って有効性及び流通状況等を勘案した上で、広報またはホームページにより周知を図っていきたいというふうに考えています。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） それで、非常にやはりまずは带状疱疹にはワクチン接種があるんだよということの周知を、ぜひしていただければと思います。

町内での話題にも带状疱疹にかかってしまったということは耳にしますけれども、予防ワクチンのことはやはりほとんどありません。

現在、带状疱疹ワクチンは2種類あるということで、先ほど町長の答弁にもございましたけれども、1つは、水痘生ワクチンで、免疫不全の方は接種できません。費用は1回のみで8,000円程度ということです。もう一つは、不活性化ワクチンで、これは2回接種で効能を発揮するというので、1回2万円で4万円程度となります。これは免疫不全の方も接種でき、効果持続期間は9年以上とされています。その人の生活様式や基礎疾患の有無、価値観で選択できる時代だと思います。

このコロナ禍において、多くの方がワクチンの有効性を図らずも知る機会になった今だからこそ、ワクチンで予防できる患者の啓発が重要であります。高齢者が元気で長く健康でいられる町実現のために、带状疱疹ワクチンの接種費用の助成について見解をお聞かせください。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 費用助成については、先進事例の研究及び任意接種に対する助成方法等を含め、検討してまいりたいというふうに考えています。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） 調査検討ということだと思うんですけども、带状疱疹で最も問題になるのが合併症としての疱疹後神経痛です。带状疱疹の治療は短期間で済みますが、疱疹後神経痛の治療は長期にわたり、患者の生活の質を低下させると言われています。現にその病気で今7年以上もつらい思いをしているという方のお話も聞きました。ワクチン接種により、この合併症にも予防効果が見られるとされています。また、带状疱疹の医療費も1人当たり年間20万円程度かかると言われています。予防に努めることで医療費削減にもつながります。

ぜひとも長期にわたりつらい思いをする人を出さないためにも、前向きな検討ということで再度見解をお聞きしたいと思います。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） ワクチン接種で、かかる人が少なくなるということであれば、ぜひ前向きに検討していきたいというふうに思います。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） よろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問に移ります。

選挙において投票しやすい環境をとのことでさせていただきます。

投票率向上のために投票環境改善の取組は重要と考えます。この10月も衆議院選挙がありました、ここ数年の投票率の推移をお聞かせください。また、この推移から投票率に関する町長の見解をお聞かせください。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） みなかみ町で行われました選挙における投票率の推移につきまして、無投票を除き町長選は3回実施されておりますが、平成17年が79.12%、平成21年が72.24%、平成29年が65.48%と投票率の減少がうかがえます。町議選につきましては補欠選挙を除き5回実施され、平成18年が79.47%、平成22年が78.08%、平成26年が74.39%、平成30年4月が66.77%、同年9月が70.27%と、全体的な下落傾向と関心の高さによる若干の増加が見取れます。

国政選挙や県の選挙につきましては、合併後、しばらくは6割から7割の投票率を維持しては、近年は6割を割り込むことがほとんどであり、今回の衆議院選挙で61.17%と久しぶりに6割を超えております。

近年の投票率低下につきましては、全国的な流れでもありまして、構造的な問題も抱えているんじゃないかなというふうに考えています。これらを改善するためには、若年層に対する主権者教育の充実、すなわち国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくことが重要であると思っています。

併せて、投票へ行くことが困難な方々への支援を行い、少しずつでも投票率の向上につながることを肝要かというふうに考えております。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） 今お答えいただきましたけれども、町民の方からよくお聞きする言葉が、投票所をなくされ、置いていかれたんだからいいんだよって、そういう言葉をお聞きします。年代的には高齢者の方で、移動に大変な環境に置かれている地域の方のお声です。従来からの投票所は何か所減になったのでしょうか。お答えをお願いいたします。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 町内における投票所につきましては、合併直後は25か所ございましたが、平成22年には新治地区の10か所を6か所に減らして21か所、翌23年には水上地区の6か所を5か所に減らして現行と同じ20か所となっております。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） この10月の選挙から期日前投票所への無料送迎車の取組が始まりました。まさに、この取組は置かれていたからいいんだよとの行き場のない思いに寄り添える取組



として、大いに歓迎できることだと思います。

そこで、お聞きしますが、この取組の目的と、また予算措置をした額、そして、利用者の人数、今後も継続的にこの施策に取り組んでいくのかお答えください。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 町民の方々から投票支援へのご要望を受け、今回の衆議院選挙において期日前投票期間中の2日間、無料送迎サービスを実施いたしました。サービスの提供につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のワクチン接種において送迎実績のごございました町内業者に委託を行い、ご自宅から期日前投票所まで2台体制で送迎を行いました。委託にかかった費用は一式で税込み18万5,000円。2日間の総利用者数は14人となっています。

今回は国政選挙ということもあり、県からの委託費により実施をいたしましたが、利用者の増嵩や事前周知の方法などを検証し、継続的な実施を視野に引き続き検討を行ってまいりたいというふうに考えています。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） まさにドア・ツー・ドアで高齢者の方というのは、結局やはり投票所があっても、そこまでの移動が大変だというそういう現状もありますので、今後も一人に寄り添う施策として続けていっていただくことをお願いいたします。

次に、投票しやすい環境では、誰もが安心・安全で投票できる環境の視点から、投票所のバリアフリー化は大切かと思えます。高齢者の方になると、玄関での靴の履き替えが大変。また、スリッパが歩きにくく危ないとの声も聞かれます。ほかの自治体では、公民館にもシートを引いて靴の履き替えなしで対応されているとも聞きますが、当町としての取組と見解をお聞かせください。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） バリアフリー対策についてですが、期日前投票所につきましては、本庁及び各支所を利用していることから、比較的バリアフリーに対応できていると思っております。ただ、選挙当日における各投票所につきましては、段差や靴の着脱、手すりの有無など、投票所ごと差異があります。そのため、車椅子やスロープを配備したり、必要に応じ事務従事者が介助を行うなどの措置を行っておりますが、よりよい投票環境実現に努めていきたいというふうに考えております。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） 先ほど答えてくださったとおりだと思うんです。期日前投票が定着しつつある今、バリアフリーの面とか投票の時間帯、様々なことで投票環境に優しい期日前投票所の利点を、様々な面でその利点をさらに周知徹底していただくということが大事だと思います。

そして、各投票所を総点検していただき、有権者数の多い投票所ではシートを引くのが可能などところは設置していただくとか、あと公民館など、上がり口の段差がきついところ

は靴の履き替えが便利のような腰かけ椅子など置いたり、踏み台みたいなものを置いていただくような配慮も必要と思います。その辺の見解をお聞かせください。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 選挙日当日は、各公民館をお借りして投票所に使っているという状況がございます。全てが同じような条件でございませぬけれども、なるべく有権者の皆さんが簡単にというんですか、気軽に投票できるような体制整備に努めていきたいというふうに思っております。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） 次に、移動投票車の導入についてですが、沼田市が導入しているとのことなので、聞きに行ってみました。利根町や川田地域の山間地域が対象で、実質的にはその地域の公民館をお借りして投票所を開設しているようです。マンパワーと通信システムに大きな課題があるように見受けられました。有権者の1票に寄り添う施策としては大事な視点だと思います。移動投票車導入についての当町としての見解をお聞かせください。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 移動投票車につきましては、移動期日前投票所などとも呼ばれ、平成28年の公職選挙法一部改正によって運用が開始をされております。実施の経緯としては、投票所の統廃合により投票が困難になった方々への配慮から実施されることが多く、近隣では先ほど高橋議員がおっしゃったとおり、平成31年に沼田市が県内で初めて導入をしております。

ただ、実際の運営に当たっては、投票管理者や職務代理者、投票立会人2人及び事務従事者といった人的資源を確保した上で、公用車の改造もしくはバスの借り上げなどが必要であります。加えて、携帯電話等による名簿対象の問題や投票の間、ずっと車の中にいる必要がある道路管理者や立会人への配慮といった課題が挙げられております。

そのため、今回の衆議院選で実施した無料送迎サービスを軸に投票所の統廃合など、投票環境の変化が顕著となった際、改めて移動投票車などを含めた投票支援を検討してまいりたいと思っております。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） 今後デジタル化が進めば、選挙の形もより効率化していくものと思います。そして、28年の法律改正で、当日も共通投票所、今、うちの町でしている役場の本庁舎とか新治の支所とか、その共通投票所が認められる、当日にもそのあれが適用になったということを知っているんですけども、もう既に北海道や青森で先行している自治体もあるんですね。そうしますと、先ほどのこのバリアフリー化の問題とか、あとよく投票時間のことと言われるんですけども、ついついやはりやはり8時までやっているという感覚があって、ある地域に行ったら、もう6時で終わっていたとなると、当日それで選挙できないわけですよね。でも、この当日もできる共通投票所の制度を使えば、そこで新治で例えば6時で間に合わなかったら、じゃ、この本庁舎まで来てやるということも可能にはな

と思います。

また、今その投票率の低下を防ぐというところで、商業施設を使ってやったりとかという、そういうことも取組が始まっております。より多くの方の意見を聞きながら寄り添っていく、そういう選挙の投票方法という、そういうことが考えられると思うんですけども、その辺についての町長の見解をお聞かせください。

議長（山田庄一君） 町長。

町長（鬼頭春二君） 基本的に選挙の話は私が答えられる立場じゃないんですけども、町に選挙管理委員会というのがありますから、そちらの委員さんに考えは伝えていきたいと思っておりますけれども、いろいろな機会をつくって、より投票しやすい環境をつくっていくというのは大切なことなんだというふうに思っていますので、みなかみ町として何ができるか、どういったことだったらできるのか、そういったことを、ぜひ選挙管理委員会の皆さんに検討していただいて、より町民の皆さんが投票しやすい環境をつくっていただくようお願いをしていきたいというふうに思います。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） 最後の質問ですが、学校におけるコロナ対策で、冬の期間の換気による寒さ対策を質問いたします。

白銀の谷川の威容が神々しい季節が到来しました。反面、この季節、コロナ禍の冬はコロナの感染防止対策はもとより、感染防止対策の柱ともいえる換気対策とそれに伴う寒さ対策など、課題山積の季節でもあります。それに加え、今年は燃料の高騰と日々学校現場で従事される方の奮闘に感謝申し上げます。

そこで、お聞きしますが、新型コロナはインフルエンザ同様に気温が低い、湿度が低い環境で感染が広がりやすいとされますが、学校現場としては感染防止対策としてどのような取組をされていますか。

議長（山田庄一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 高橋久美子議員のご質問にお答えいたします。

冬期の寒さ対策をした換気等の対策ということでお答え申し上げます。

最初に、今年冬本番がまだですので、昨年度の例から申し上げたいというふうに思います。

まず、町の取組といたしましては、国が2分の1の補助をする学校保健特別対策等事業費補助金、1校100万円ですけれども、それを昨年の12月補正で議決していただきまして、各学校の冬期の感染症対策に活用できるようにいたしました。

また、普通教室に設置いたしましたエアコンは冷房を主とするものでしたが、換気による温度低下対策にヒーターと併用することも積極的に認めていきました。

基本的な対策については、文部科学省の衛生管理マニュアルに沿って実施することや、文部科学省が紹介する参考資料「北海道の冬季の寒さに配慮した学校の換気方法」を参考に、換気の工夫をするよう指導してまいりました。

実際、各学校が実施した昨年度の冬季期間における寒さ対策の主なものをご紹介申し上げますと、まず、常時換気の際の窓の開け方についてでございますけれども、必要以上に外気を入れず換気ができるように、教室の対角線上の2か所の窓を細目に明けて対応しました。また、窓を開けて冷気が入り、教室が暖まりにくいいため、早朝より暖房をつけ、教室を暖めておくことや設定温度を高めにしてブルーヒーターを配置して加温すること。また、エアコンの暖房機能を併用して使うことなど、学校ごとに工夫して対応してまいりました。

さらに、暖房をつけていても換気によりどうしても冷気が入ることになりますので、授業中でも防寒着の上着を着用するなど、衣類の調整をするよう指導してやってまいりました。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

- 8番（高橋久美子君） 先ほど細かなところでの換気の対策、寒さ対策をお答えいただきましたけれども、専門家の方は、やはり寒くても屋内換気が必要と呼びかけています。しかし、学校に子供を通わせる家族の方などは、やはり風邪など引いてしまってはと、寒さを心配する声もあります。また、空気清浄機などは使っているのかとの声も聞きます。換気と寒さ対策に非常に大変な取組をされているんだと思うんですけども、確認ですけれども、この空気清浄機を使っても換気は必要なんですよね。学校では当たり前と思っても、保護者の方は空気清浄機を完備した上での換気対策と認識されていない方も多いと思います。空気清浄機を使えば、窓の換気など内場になり、寒さが軽減されると考えておられるのかと思います。私もどちらかという、今回このことでいろいろ勉強させてもらって、空気清浄機が校内に、各教室についていれば、それでそんなに外の外気って入れなくても大丈夫のかなというようなやはりそういう思いでいました。この点につきまして今、学校としての見解をお聞かせください。

議長（山田庄一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 教室の換気につきましては、議員がおっしゃるとおり、基本は室内の空気と外気を入れ替える。その換気が基本とされています。先ほど申し上げました文部科学省の衛生管理マニュアルでも、この空気を外気と内気を入れ替えることが出ておりまして、どこを見ましても、例えば、プラズマクラスターの空気清浄機を入れていけば窓を開けなくてもいいですよというところは、どこにも出ていないという状況で、私どももいろいろ確認をいたしましたけれども、結局購入して配置する空気清浄機につきましては、教室の中の空気を循環すると、ウイルスなどはある程度減らせるという効果はあるわけですけれども、中での循環ですので、二酸化炭素などは減らないというようなことがございますので、やはり総合的には空気清浄機を配置していても外気を入れるような空気の交換が必要だということで公ではそれを推奨していますといえますか、それを紹介して対策を取っているということでございます。

ただ、先ほどからありましたように、窓の開け方が多少は加減できるかなというふうに

は思いますけれども、それを数値的に表したもののデータはちょっと見当たりませんので、やはり基本的には空気を入れ替えるということを学校のほうにもお願いしています。

また、学校の教室によっては、窓がなかなか開けられない、例えば、相談室だとか何か、そういうところで何かするときには30分には必ず全部空気を入れ替えるとか、そういうことはしますので、そういうような常時空気の入替えができない場所については、よりその空気清浄機などは有効かなというふうに考えております。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） それで、先ほど二酸化炭素の濃度というところのなかなか数値の見える化というのが難しいということでお話がありましたけれども、十分な換気ができているか心配な場合には、その二酸化炭素濃度系、いわゆるCO<sub>2</sub>モニターというのが有用だということも言われていますが、この辺の活用について、当町と、うちの学校としてはどのような取組になっていますでしょうか。

議長（山田庄一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 先ほど申しあげました国の補助金の関係で、そういうものを購入した学校もございます。また、その補助事業は今年度も実施されておりますので、6月の議会で1校80万円の予算を議決していただきましたが、そのときに学校には6月ではありましたが、冬期も見越した対策に活用するよということをお願いしましたところ、今年度新たにそれを購入して、教室内の二酸化炭素濃度を測って、換気の目安に使っているという学校もございます。ですので、一律にこれを使うよということには学校のほうには指示はしておりませんが、学校の実情に応じてそういうものも取り入れている学校があるというような状況でございます。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） 先ほどお答えいただいたんですけれども、簡単に言えば、現状、学校ごとの対応ということだと思うんですけれども、ただ、子供さんを通わせる保護者としてはやはり直接感染防止の対策につながる機器ということの導入でしたら、やはりみなかみ町として一律でその辺のところは配備していただいたほうがいいのではないかなと思うんですけれども、そのところの見解はいかがでしょうか。

議長（山田庄一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 即答はしかねますが、持ち帰りまして検討してまいりたいというふうに思います。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） 国や県からの指針や、また、寒いところの地域の北海道の事例などを参考に、感染防止のための換気対策と寒さ対策に細かいところ、取り組まれているという

ことをご家族、また、地域の方に安心を届けるためにどのように周知されているのかお聞かせ願います。

議長（山田庄一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 家庭への周知でございますが、多くの学校で学級通信、また、保健室から出す保健だより等を活用しまして、学校での換気の仕方を伝えたり、また、先ほど来、外気を入れて寒さがどうしても及んでしまうところがあるので、例えば、膝かけや座布団、カイロの持参、また、下着の厚物など、そういうことのご協力をお願いなどをしているという状況でございます。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） 可能であれば、やはりこの学級通信とか保健だよりというのは、限られた方が見るような形になると思いますので、例えば、町の広報にちょっとその取組状況を載せていただくとか、また、渋川市なんかでもやっていますけれども、インターネットで教育委員会のホームページにそういう取組を載せていただくなど、そういうことをしていただくと、より多くの方に今こういう現状で取り組んでいますというところが分かっていただけるのかなというふうに思います。

それで、そういう対策はどうかということの見解をお聞かせください。

議長（山田庄一君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） この件についての広報の仕方ですけれども、やはり学校によって取組も違いますし、環境も違いますので、一律にというのはなかなか難しいかなということで、現時点では町全体で何か広報するという予定はございません。ですので、また改めて、保護者等、学校だよりですと地域の方も見ていただけるので、そういうものを活用しまして、より理解をしていただけるように各学校のほうに呼びかけていきたいというふうに思います。

議長（山田庄一君） 高橋君。

（8番 高橋久美子君登壇）

8番（高橋久美子君） よろしくお願いたします。

学校現場では、様々な大変なことも多いと思いますが、防寒対策は個々の家の配慮となりますので、保護者の方も忙しく、ホッカイロなどを持たせ忘れるということもあるかもしれません。そのようなときに、学校に常備していただくと、まさかの寒いときにありがたいと思います。

このコロナ禍、寒い中、よく学校に来てくれたねとのその思いで、一人一人の生徒に寄り添っていただけることが何よりの寒さ対策と確信いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山田庄一君） これにて8番高橋久美子君の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

休会の件

議長（山田庄一君） お諮りいたします。

明日12月3日から12月9日までの7日間は議案調査のため休会したいと思いますので、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山田庄一君） ご異議なしと認めます。

よって、明日12月3日から12月9日までの7日間は、休会することに決定されました。

---

散 会

議長（山田庄一君） 以上で本日の議事日程第3号に付された案件は全て終了いたしました。

本日、午後1時より議会全員協議会を開催しますので、出席をお願いいたします。

3日には、午前9時より総務文教常任委員会を開催いたします。

6日には、午前9時より厚生常任委員会を開催いたします。

7日には、午前9時より産業観光常任委員会を開催いたします。

8日には、午前9時より議会だより編集特別会計委員会を、午後1時より月夜野地区統合小学校の理想の教育環境検討特別会計委員会を開催いたします。

最終日10日は、午前9時より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦勞さまでした。

（11時09分 散会）